

令和4年度 後期選抜入学者募集要項

福島県立修明高等学校

〒963-6131

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居 63 番地

電話 (0247)33-3214 FAX (0247)33-7943

1 募集定員

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

下記に示す募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

課程	学 科		募集定員
全日制	文 理 科		40
	農業に関する学科	生産流通科	40
		食品科学科	40
	商業に関する学科	情報ビジネス科	40

2 出願資格

次の(1)又は(2)に該当する者

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 通学区域及び県外からの出願

すべての学科の通学区域は県下一円とする。

ただし、隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定によるものとする。

4 出願手続き

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 受付場所

本校事務室とする。

(3) 併願について

文理科及び商業に関する学科を志願する者については、第二志望を認めない。農業に関する学科の小学科間（生産流通科・食品科学科）については、第二志望を認める。

(4) 出願期間

令和 4 年 3 月 15 日 (火) から 3 月 16 日 (水) までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形 3 号、宛名明記）を同封の上、令和 4 年 3 月 16 日 (水) 正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(5) 出願先変更

志願者は、令和 4 年 3 月 17 日 (木) に、1 回に限り、出願先及び第二志望の有無を変更することができる。

① 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

② すでに交付を受けた受験票は返還する。

③ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

(6) 出願の取り消し

① 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通 7 号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

② 上記①以外の者は、出願取消届（様式共通 7 号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

③ 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一 2 号の 1 により、県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。

その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（様式統一 1 号の 3 又は統一 3 号の 3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

② 調査書（様式共通 1 号）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除することがあるので問い合わせること。

③ 受験票用紙（様式統一 2 号の 2 により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一 2 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

⑤ 後期選抜志願者名簿（様式共通 4 号の 2 により、当該中学校長が作成したもの）

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和 4 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者は、提出を免除することがあるので問い合わせること。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙（上記(1)③に同じ）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（上記(1)④に同じ）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、404円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形3号、宛名明記）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和4年3月15日（火）から3月18日（金）まで**とする。
郵送の場合には、**3月18日（金）必着**とする。
持参の場合の受付時間は、**午前9時から午後4時まで**とする。

7 選抜方法・選抜資料

(1) 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(2) 選抜資料

① 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は65点満点として、合計200点満点とする。

② 面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価とする。

③ 作文

作文を実施する。検査時間は50分とする。あるテーマについて、800字以内で自分の意見をまとめる。作文については、点数化し、25点満点とする。

8 面接・作文の日時等

- (1) 日時 **令和 4 年 3 月 22 日 (火)**
受付 8:15 ~ 8:30
作文 9:00 ~ 9:50
面接 10:10 ~

(2) 日程

8:15	8:30	9:00	9:50	10:10~
受付	諸注意	作文	休	面接

(3) 会場 本校

(4) 当日の面接終了時間等については、後日、在学（出身）中学校長に連絡をする。

(5) 当日は、受験票、上履き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴムを持参すること。

ただし、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の情報通信機器の持ち込みは認めない。

9 合格者発表

- (1) **令和 4 年 3 月 23 日 (水) 午後 3 時以降**に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き替えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

10 その他

- (1) 後期選抜を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程」に出願することができる。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 上記以外の事項については、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (4) 後期選抜について不明な点がある場合は、本校に問い合わせること。